

## ○流山市議会議会報告会実施要綱

平成22年3月26日  
議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、流山市議会基本条例(平成21年流山市条例第10号)第10条第2項の規定に基づき、議会報告会(以下「報告会」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(開催時期等)

第2条 報告会は、同一年度内に1回以上開催する。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

2 報告会は、班体制で行うものとする。

(報告会の内容)

第3条 報告会の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1)定例会及び臨時会の概要報告
- (2)市民との意見交換
- (3)その他議長が必要と認める事項

(班の構成)

第4条 報告会における班の構成は、流山市議会議員(以下「議員」という。)の所属委員会、所属会派、期別等を基準として、議会広報広聴特別委員会(以下「広報委員会」という。)が定める。

(編成等)

第5条 班は、議員で構成し、原則として4班編成とする。

- 2 班の構成人数は、広報委員会で協議する。
- 3 班に代表者1人を置く。
- 4 代表者は、それぞれの班において互選する。
- 5 班における議員の役割は、班の構成議員が協議して代表者が決定する。

(開催内容等)

第6条 報告会の日程、次第、会場及び報告事項については、広報委員会で協議して決定する。

- 2 広報委員会の委員長は、前項の規定により決定した内容を議長に報告するとともに、議長の了承を得て、それぞれの班の代表者に伝達するものとする。

(資料)

第7条 報告会での配布資料は、必要に応じて班において準備するものとする。

(記録)

第8条 報告会の記録は、班の構成議員が行うものとする。

2 報告会の記録内容は、要点記録とすることができる。

(報告書)

第9条 各班の代表者は、報告会終了後において速やかに、広報委員会の委員長に報告書を提出するものとする。

2 広報委員会の委員長は、各班から前項の報告書が提出されたときは、速やかに議長に対してその旨を報告するものとする。

3 第1項の規定により提出のあった報告書の概要は、流山市議会ホームページに掲載するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月4日議会告示第1号)

この要綱は、令和2年11月4日から施行する。